

舞鶴市入札監視委員会(平成27年度第1回) 議事概要

開催日時及び場所	平成27年7月31日(金) 午後1時30分～3時40分 舞鶴市役所 別館6階 大会議室	
出席委員氏名	たか はし ゆき お 高橋 行 雄 (弁護士) 委員長 た ま だ か ず や 玉田 和 也 (舞鶴工業高等専門学校建設システム工学科教授) か み こ あ き お 上子 秋 生 (学校法人立命館理事・立命館アジア太平洋大学副学長)	
議 事 概 要	1 開会あいさつ (堤副市長) 2 委員長あいさつ 3 議題 (1) 入札及び契約手続きの運用状況について 平成26年度の入札状況等について事務局より報告 (2) 平成26年度下半期の建設工事(抽出工事)に係る落札者決定までの審議 抽出案件の工事概要と入札経過等について工事担当課及び事務局より説明 4 その他 ・ 次回の抽出委員に高橋委員長を選出した。 ・ 次回の開催は平成28年1月を予定する。 5 閉会あいさつ (企画管理部長)	
審 議 対 象 期 間	平成26年10月1日～ 平成27年3月31日	
抽 出 案 件	総件数	(備考)
	6件	入札対象件数 57件
	一般競争入札	
指名競争入札	2件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容要旨	議事(1)関係 引き続き全体を見渡して分析を行い、特異な結果の原因を考察し、今後の入札にいかされたい。 議事(2)関係 広い視野での問題点を意識して、最低制限価格の工夫など制度の運用に取り組みたい。	

別紙

「3 議事 (1) 入札及び契約手続きの運用状況の報告」関係

意見・質問	回答等
最低制限価格の分布の変化について電気工事のみが26年度、25年度から上昇しているがその理由は何か。また落札率も上がっているがその原因についてはどのようにとらえているか。	<p>予定価格が高額になれば若干、最低制限価格も上がります。</p> <p>26年度については25年度と比べて高額の場合が多く、結果的に最低制限価格が上がり、応札額や落札率も上昇する結果となったと考えています。</p>
最低制限価格の変化について25年度と26年度は同じような分布で、24年度と25・26年度で分布が二つに分かれている。24年度と25年度の間で何か改定等があったのか。	最低制限価格の算定にあたっては全国的に国が示しているモデルがあります。舞鶴市もそれを基にしているのですが、25年度にその改正があり、舞鶴市も変更したため、そのような傾向となりました。
落札率の分布について土木工事、建築工事で通常の落札率からは高い案件が数件ある。そのような結果となった要因をどのようにとらえているか。	土木工事について落札率が高くなった案件は、最低制限価格を下回る失格が多く、応札率の高い参加者のみとなった案件です。建築工事については市内の業者のみで共同企業体を組む案件で、業者の組み合わせが限られること、また工期が長く、資材も高騰している状況の中でリスクを見込み、全体の応札率が高くなったのではないかと考えています。
それぞれ細かく分析のグラフが作成されているが、その中で特異なものが見つかった場合にその原因を考察することによって、分析を行った意義がでてくる。引き続き全体を見渡して分析を行い、入札に活かしていくべきである。	

「3 議事 (2) 抽出工事に関する工事の概要と入札の状況について」関係

抽出の趣旨
①変更契約を行った案件で変更率の高かった案件、②高落札率の案件、③辞退割合が高かった案件、④～⑥工事場所が同じで発注を工事種別ごとに分割して発注している案件を抽出した。

① 下水道管等更新（東第1）工事

意見・質問	回答等
契約額が変更になる場合、変更額はどのように算出しているのか。また変更契約を行うにあたっては役所内でどのような採決方法をとっているのか。	<p>設計額を算出する際に使用する歩掛を用いて積算後、当初の落札率を乗じて変更額を算出しています。</p> <p>金額のチェックについては課内で検算する体制を整えており、最終的には契約担当者である課長が確認しています。また請負業者と協議を行い、同意のもと、契約を行っています。</p> <p>契約を結ぶにあたっては契約金額別に定められた決裁区分（市長・副市長・部長・課長）に基づき決裁後、契約を締結することとなっています。</p>

<p>変更契約の際の変更率について上限等の定めはあるのか。</p>	<p>国交省の事務要領において、よほどのやむをえない場合を除き、3割までと示されています。</p> <p>本件の場合、通常は下水道管本管に対し取付管は直角に設置しますが、掘削したところ屈曲して取付されていたため、掘削範囲が増加し、契約内容を変更することとなりました。</p> <p>取付管の屈曲の有無を把握するためには発注前に試験掘を行う必要がありますが、試験掘を行った場合、破損した管をそのまま埋め戻すことは難しく、工事を発注して掘削した結果、今回のように変更契約を行うよりさらに費用がかかることが想定されます。</p>
<p>工事の図面は保管されていないのか。</p>	<p>本工事の取付管台帳や完成図書が残されておらず、掘削してみないと把握できない状況でした。</p> <p>当該工事箇所は、昭和38年から40年当時に布設されたものですが、近年は工事を行った場合、取付管台帳や完成図書を作成し、保管しています。</p>
<p>同様の工事はこれまで行われたのか。またその時も変更契約となったのか。</p>	<p>平成23年から取付管の更新工事を行っていますが、これまでは通常通り、本管に対して直角に取付されていたため、当該案件のような変更契約は行っていません。</p>

## ② 上福井浄水場管理棟新築工事

意見・質問	回答等
<p>入札参加者が1者でも入札を行うのか。</p>	<p>指名競争入札の場合は参加者が1者のみの場合、中止とします。</p> <p>一般競争入札の場合、参加者が3者に満たない場合、条件の見直す余地があるかどうかを検討うえ、入札を続行するか、中止するかを決めています。</p>
<p>この案件に1者しか参加がなかった要因は何であると推測しているか。</p>	<p>本工事は大型工事車両が工事現場近くの踏切を横断する必要があることから、鉄道事業者と協議を踏まえ、鉄道関連工事に関する資格者がいることを入札参加の条件にしました。</p> <p>この資格者を雇用している業者が極めて少ないことが主な要因と推測されます。</p> <p>なお、事前では、京都府内で該業者が複数あると見ていましたが、市内の1者（JV）となりました。</p>
<p>寡占状態となっているということか。踏切の監視業務と本工事を切り離して発注することはできなかったのか。</p>	<p>本工事と鉄道管理とを切り離して別発注とすることについても検討しましたが、鉄道事業者との協議を重ねた結果、本工事と一体的に管理する必要があると考えました。</p>

<p>本件のように予定価格が高額の案件が入札参加要件に求める特殊な資格のため、競争性が制限されるというのは望ましい状況ではない。舞鶴市だけでは困難であるかもしれないが、近隣市においても同様の事象が発生することが想定されるため、企業育成等なんらかの対策が必要になってくると考える。</p>	
---	--

③ 市内一円仕切弁等設置工事

意見・質問	回答等
<p>なぜ辞退が多かったのか。</p>	<p>市内一円の8箇所工事箇所が散らばっていることが最大の要因であると考えています。重機や資材をそれぞれ散らばった工事箇所に運び工事を行う手間、工事の数日後に工事箇所の道路の舗装を行う必要があること、また警察へ道路使用許可の提出と事務的負担もあることが理由として考えられます。</p>
<p>予定価格の中に重機の運搬費用等、手間も見込んで積算されているのではないのか。</p>	<p>重機の運搬等については、積み上げ積算ではなく諸経費率に含まれており、工事現場が1箇所の場合と分散している場合と比較して大きな違いはありません</p>
<p>工事時期が11月であるが、他の工事を受注しているため配置できる技術者等が少なくなっている可能性、発注時期の問題も辞退が多かった一因としてあるか。</p>	<p>工期が第3四半期で年度内の工事発注が終盤であることから配置できる技術者が少なかったことも想定されます。</p>
<p>工事の発注時期は重ならないよう工夫しているのか。</p>	<p>繰越工事とならないよう、早期の工事発注を心がけています。本案件のような比較的予定価格が低い案件は発注時期が後になります。</p>
<p>他の発注者の発注見通しはわかるのか</p>	<p>工事案件名などは発注見通しとして公表されますが、規模や発注時期など詳細な内容は分かりません。</p>

④ 舞鶴引揚記念館増築及び改修工事

⑤ 舞鶴引揚記念館増築及び改修（電気設備）工事

⑥ 舞鶴引揚記念館増築及び改修（機械設備）工事

意見・質問	回答等
<p>市の方針としてできるだけ多くの業者に受注機会を提供する方針であることは理解できるが、それぞれの業種の企業で共同企業体を結成してもらい1案件として発注する方が、低価格で発注できるのではないのか。</p>	<p>本案件を分離発注で行った場合と1つの工事として発注した場合の設計額を比較したところ価格の違いは50万円程度、全体額で約0.2%でした。</p> <p>また、競争性の観点からいえば、今回の案件に異業種の共同企業体を要件とすると、結成できる共同企業体の数が限られるため、逆に競争性が下がることも考えられます。</p>

<p>受注者が1つである方が、万が一、瑕疵が発生した場合の責任の所在をはっきりできるのではないかと。</p>	<p>瑕疵が発生した場合は工事箇所等によって担当課が適切に判断し、修繕等の指示をするようにしています。必ずしもリスク回避のために受注者を1つにする必要はないと考えています。</p>
<p>電気設備の工事において7者中4者が最低制限価格を下回る応札のため失格となっている。この結果について、算定した立場の見解はどうか。</p>	<p>市で統一した方法により積算し、予定価格を定めています。製品等の価格の算定の考え方についても、どの工事も同じ基準で行っています。</p>
<p>市で統一した方法により積算し、予定価格を定めているということであるが、資材や機械の費用などが実態と乖離しているなど、発注者と受注者側で基準や認識にずれがある可能性もあるのではと考える。  本件のように多くの者が失格となることについて、結果だけでは税金の使われ方としても一般的に納得されにくい。今後のために分析・検討を重ねることが必要と考える。</p>	

○ 全体を通して

意見・質問	回答等
<p>最低制限価格には業者育成や労働者の保護という意味もあると思うが、入札制度においてはあくまで例外的なものであり、舞鶴市に限らず、様々な矛盾を生じる結果になっていると感じる。  入札制度がうまく機能する状況とは、業者数が多く、公共以外の仕事も多くある状況と考える。  失格者が多く出て、運が良かった人が落札するような結果が起こることでは、本来の入札の機能である効率性を上げ競争力を高めた業者が成長することに繋がらず、利益は上がっても技術力の向上にはならないと思う。  一朝一夕に全てを変えるのは難しいことだと思うが、今後、何かしらの工夫が必要と考える。</p>	

<p>公共事業の持つ意味や果たす役割を考えると、全てに原則的な運用を求めるのではなく、工事の目的や内容に応じた運用というものがあってもいいように感じる。</p> <p>また、公共事業には、企業単位での育成の考えもあるが、地元建設業の将来を考えた場合、今後は技術者や技能者に光を当てていくことが必要と思う。</p> <p>現在は、個人の実績・キャリアが活かせるような将来像が見えず、若者が建設業界に入っていない。</p> <p>若い人に将来を見通せるビジョンを示せないと、本当に担い手がなくなってしまうところに差しかかりつつあるような気がする。</p> <p>入札制度も含めて抜本的な考え方を変えていく必要があるように思う。</p>	
<p>個別の入札の問題に限らず、広い視野で公共工事や発注の姿勢についての意見をいただいた。</p> <p>これを抽象的な問題としてとらえるのではなく、現場で個々の仕事を扱うにおいても、個々の案件が重なって結びついていくものだという意識を持って取り組むことが制度の実際の運用には必要と思う。</p>	